

見附市選挙管理委員会告示第39号

見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月5日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 真砂子

見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

見附市議会議員及び見附市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成6年選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第5号様式中「541.31円」を「586.88円」に改める。

第6号様式その2（別紙）中「541.31円」を「586.88円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。